



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

# 平成23年度における 主要な企業結合事例

平成24年6月20日

公正取引委員会

|                                 | 平成21年度     | 平成22年度     | 平成23年度     |
|---------------------------------|------------|------------|------------|
| 届出受理件数                          | 985件       | 265件       | 275件       |
| 第1次審査で終了した件数                    | 984件       | 263件       | 270件       |
| 第2次審査で終了した件数                    | 1件         | 1件         | 3件         |
| 問題解消措置を前提として独占禁止法上の問題はないと判断した件数 | 5件<br>(4件) | 2件<br>(2件) | 2件<br>(0件) |

(注1) 本表は、当該年度において届け出られた株式取得等についての平成24年6月19日現在の状況である。また、「第1次審査で終了した件数」及び「第2次審査で終了した件数」には、同日現在で審査中又は届出会社の事情により企業結合計画に係る届出を取り下げたものは、計上していない。

(注2) 「問題解消措置を前提として独占禁止法上の問題はないと判断した件数」における各年度の括弧内の件数は、事前相談において当事会社が申し出た問題解消措置を前提として独占禁止法上の問題はないとされたものである。

## ■ 平成23年度において第2次審査で審査を終了した案件 (3件)

### 1. 新日本製鐵(株)と住友金属工業(株)の合併(事例2)

: 問題解消措置を前提に独占禁止法上の問題はないと判断

### 2. ハードディスクドライブの製造販売業者の統合(事例6)

: 海外競争当局との連絡調整

#### -① ウェスタン・デジタル・アイルランド・リミテッドによるヴィヴィティ・テクノロジーズ・リミテッドの株式取得

: 問題解消措置を前提に独占禁止法上の問題はないと判断

#### -② シーゲイト・テクノロジーズ・インターナショナルによるサムスン・エレクトロニクス・カンパニー・リミテッドのHDD事業の譲受け

: ①の問題解消措置等を前提に独占禁止法上の問題はないと判断

(参考)平成23年度において届出を受理し、第2次審査に移行したが、平成24年6月19日時点で審査中の案件

- (株)東京証券取引所グループと(株)大阪証券取引所の統合

- **企業結合審査の予見可能性及び透明性の向上を図る観点から、他の事業者の参考となると考えられる事例を中心に「主要な企業結合事例」として、審査結果を取りまとめ**
- **主要な企業結合事例は、平成5年度以降、毎年、作成・公表しており、今回で19回目**
- **平成5年度から平成23年度までにおいて、合計で207の企業結合事例を掲載**
- **平成23年度は、9事例(10件)を掲載**

- 事例1 アース製薬(株)による(株)バスクリンの株式取得
- 事例2 新日本製鐵(株)と住友金属工業(株)の合併
- 事例3 日新製鋼(株)及び日本金属工業(株)による経営統合
- 事例4 岩谷産業(株)による日本エア・リキードグループの低温機器事業の取得
- 事例5 リコーエレメックス(株)及び愛知時計電機(株)によるLPガス用マイコンメーター販売事業の統合
- 事例6 ハードディスクドライブの製造販売業者の統合
- 事例7 (株)ジャパンディスプレイによるソニーモバイルディスプレイ(株), 東芝モバイルディスプレイ(株)及び(株)日立ディスプレイズの株式取得
- 事例8 カンタス・ジェットスターグループ及び日本航空(株)による共同出資会社の設立
- 事例9 イオン(株)による(株)マルナカ及び(株)山陽マルナカの株式取得

## 企業結合規制の見直し

- ・ 企業結合審査の迅速性、透明性及び予見可能性を一層高めるとともに、国際的整合性の向上を図る観点からの見直し
- ・ 2011年6月14日 成案公表
- ・ 2011年7月 1日 改正規則等施行

## 見直しの結果(審査手続)

### ① 事前相談制度の廃止

- ・ 会社が、法定の届出を行う前に、独占禁止法上の問題の有無を任意に相談し、公正取引委員会が回答する仕組みを廃止
- ・ 独占禁止法上の判断は、届出後に行う。
- ・ 届出書の記載方法等に係る届出前の相談は任意

### ② 届出会社と公取委とのコミュニケーションの充実

- ・ 第2次審査に進み、届出会社に対し、報告等を求める際はその趣旨を記載
- ・ 求めに応じて、論点等について説明
- ・ 届出会社は、いつでも意見書又は資料(問題解消措置等の申出を含む)を提出可能

### ③ 企業結合審査の結果の届出会社への通知

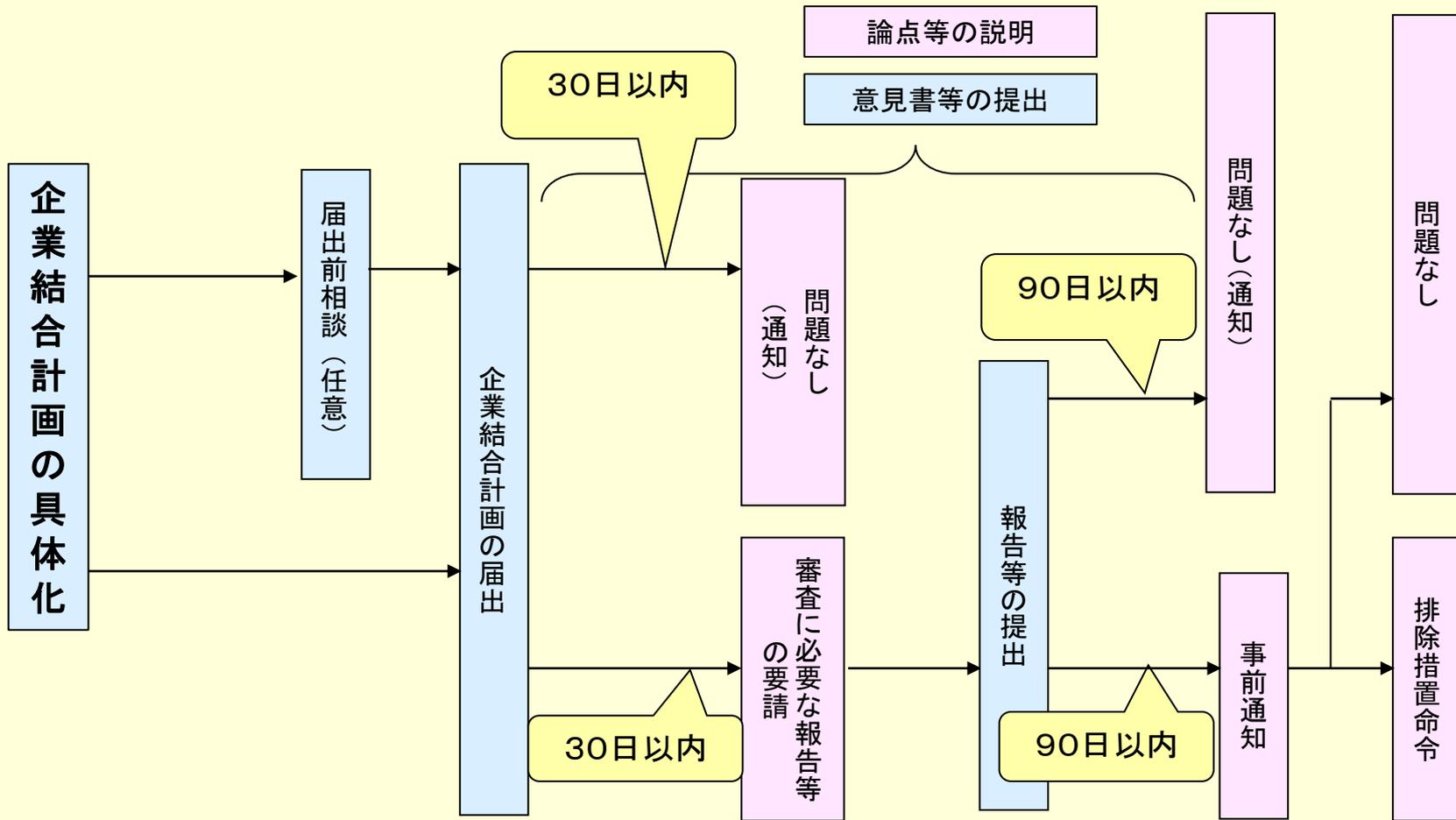
- ・ 独占禁止法上問題がない案件については、文書で通知(届出会社からの申出により、禁止期間の短縮も可能)
- ・ 第2次審査の結果は理由を含めて書面により説明

### ④ 企業結合審査の結果の公表

- ・ 第2次審査の結果は公表
- ・ 第1次審査の結果についても、他の会社等の参考となる案件については公表

公取委  
届出会社

第1次審査 | 第2次審査



## 見直しの結果(審査基準)

### ① 企業結合審査の対象

#### ■ 企業結合審査の対象とならない場合を明確化

- ・ 議決権保有比率が10%以下等のときは、企業結合審査の対象とならないことを明示
- ・ 届出書の記載内容を簡素化(届出会社が10%超の議決権を保有する会社について情報の提出を求めていたところ、届出会社を含む企業結合集団が20%超保有する会社についての情報に限定)

### ② 一定の取引分野(地理的範囲)の考え方

#### ■ 世界市場・東アジア市場を認定する場合の例示を追加

- ・ 内外の主要な供給者が世界(又は東アジア)中の販売地域において実質的に同等の価格で販売しており、需要者が世界(又は東アジア)各地の供給者から主要な調達先を選定しているような場合

### ③ 競争を実質的に制限することとなるか否かの判断要素

#### ■ 需要が縮小している場合の考え方を追記

- ・ 需要が継続的構造的に減少しており、競争者の供給余力が十分である場合には、当事会社グループの価格引上げに対する牽制力となり得る。
- ・ 需要の減少により市場が縮小している商品について、競合品が当該商品に対する需要を代替する蓋然性が高い場合は、競争を促進する要素として評価し得る。
- ・ 継続的構造的に需要量が供給量を大きく下回り、需要者からの競争圧力が働いている場合には、当事会社グループが価格等をある程度自由に左右することをある程度妨げる要因となり得る。

#### ■ 現在輸入が行われているかどうかにかかわらず、輸入圧力を評価することを明示

#### ■ 近い将来における競合品の競争圧力についても考慮の対象とする(隣接市場からの競争圧力)ことを明示

#### ■ 破綻認定について例示を追加

- ・ 当事会社的一方が継続的に大幅な経常損失を計上している場合及び事業部門が継続的に大幅な損失を計上している場合